

指標 12.5.1

指標名ターゲット及びゴール

指標 12.5.1 各国の再生利用率、再生利用量 (t)

ターゲット 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する

定義及び根拠

○ 定義

再生利用量は国内で排出される廃棄物のうち、国内でリサイクルされる量とリサイクルのために輸出される量の総量として定義される。したがって、再生利用量にはリサイクルのために輸入される量は含まない。また、再生利用率は再生利用量を国内で排出される廃棄物の量で除した値として定義される。なお、リサイクルにはメタン化と堆肥化を含み、熱回収や自然還元は含まれない。

○ 概念

再生利用量は、廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書における循環利用量。

○ 根拠及び解釈

廃棄物の発生を最小化し、廃棄物のリサイクルを最大化することは、サーキュラーエコノミーの概念の中心である。しかし、現状ではリサイクルされる総生産量は少ないと推定されている。廃棄物がどのように発生し、収集され、リサイクルされるかを各国がよりよく理解すれば、国やその他の利害関係者が、例えば電子廃棄物やプラスチックなどの主要な廃棄物の流れにどのように対処するかをよりよく意思決定できるようになる。

データソース及び収集方法

廃棄物等の発生量、再生利用量は「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書」から得た。

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法

再生利用率 = 再生利用量 ÷ 廃棄物発生量

- コメントと限界

特になし

データの詳細集計

特になし

参考

広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量 実態調査報告書

一般廃棄物処理事業実態調査

産業廃棄物排出・処理状況調査

循環型社会形成推進基本計画

データ提供府省

環境省

関連政策府省

環境省、経済産業省

担当国際機関

国連環境計画 (UNEP)、国連統計部 (UNSD)、国連訓練調査研究所 (UNITAR)